

「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」の見直しの背景

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正（令和元年6月）

主な改正内容

令和2年6月1日施行	
罰則の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物の殺傷 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 → 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 ● 遺棄・虐待 100万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
所有者不明犬猫の引取拒否事由追加	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺生活環境に影響がない場合は引取りを拒否できる
不適切飼養者に対する指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物の飼養保管等による周辺生活環境の悪化に対する指導、助言
第1種動物取扱業の規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売場所を事業所に限定 ● 動物取扱責任者の要件の追加 実務経験又は資格等 → 実務経験と資格等 ● 勧告に従わない事業者の公表
特定動物の規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 愛玩目的での飼養禁止

令和 3 年6月1日施行	
第1種動物取扱業の 規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼養管理基準の遵守 犬猫のケージのサイズ、繁殖回数、従業員数 など ● 幼齢犬猫の販売禁止 生後56日を経過しない犬猫の販売禁止
令和 4 年6月1日施行	
マイクロチップ装着の義 務化など	<ul style="list-style-type: none"> ● 犬猫販売業者へのマイクロチップ装着の義務化 ● マイクロチップを狂犬病予防法の鑑札と見なす

(2) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針の改正（令和 2 年 4 月）

改正のポイント

犬猫の殺処分数	● 平成30年度 約4万頭 → 令和12年度 約2万頭（50%減）
生活環境の保全と動物 による危害防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼い主のいない犬猫への無責任な餌やり行為への啓発や 地域猫活動の理解促進 ● 多頭飼育問題対策のため福祉部局との連携強化
所有者明示措置の推進	● 犬猫の所有者へのマイクロチップ等の所有者明示措置の啓発
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ● ペット連れ被災者への対応のための体制整備 ● 飼い主や動物取扱業者への避難対策の周知

(3) 福岡県動物愛護推進計画の改正（令和3年3月）

改正のポイント

犬猫の殺処分数	● 平成30年度：1,746頭 → 令和12年度：873頭以下（50%減）
---------	---------------------------------------

(4) 第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画（平成27年4月）

- ① 計画の目的 「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」
- ② 実施期間
平成27年度から10年間（令和6年度末まで）
計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを実施
- ③ 施策の柱

1	殺処分ゼロに向けた取り組み
2	動物愛護管理に関する啓発
3	迷惑の防止
4	危機管理対応
5	動物取扱業等の監視指導の強化
6	共働の推進

④ 数値目標

殺処分数	
犬（平成25年度 42頭） 猫（ " 375頭）	➡ ゼロ （令和6年度まで）
負傷犬猫の死亡及び攻撃性や疾病などによる譲渡不可能な犬猫を除く 実質的なゼロ を目指す。	
収容頭数	
犬（平成25年度 257頭） 猫（ " 580頭）	➡ 100 頭以下（令和6年度まで） 250 頭以下（ " ）
返還や新しい飼い主への譲渡のさらなる推進を行うことが可能となる頭数を目指す。	
苦情件数	
平成25年度苦情件数 犬猫合計 847件	➡ 400 件以下
犬の登録	
飼育されているすべての犬の登録	
犬の狂犬病予防注射	
登録犬すべてに対する年1回の予防注射実施	

動物愛護管理法、国の基本指針、県推進実施計画の改正内容を踏まえ、**現在の福岡市の現状に即した計画**とするための見直しを行う。